

第525回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和6年4月19日（金）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 いか釣り漁業について（委員会指示）

第2号議案 かじき釣り（トローリング）大会の実施計画について（協議）

第3号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕について（海面利用協議会への諮問）

第4号議案 令和6年度事業計画について（協議）

6 報告事項

（1）茨城・福島相互入会漁業について（事務担当者会議結果）

（2）太平洋広域漁業調整委員会の結果について

7 そ の 他

8 閉 会

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和6年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会 長 高 濱 芳 明

(操業の承認)

- 1 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
 - (2)委員会が特に認めた者

(県外船の承認定数)

- 3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は22隻とする。

(制限又は条件)

- 4 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。
 - (1)操業の禁止区域
最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
 - (2)電気設備
集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。
 - (3)承認証備え付け等
この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和7年6月30日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

- 6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

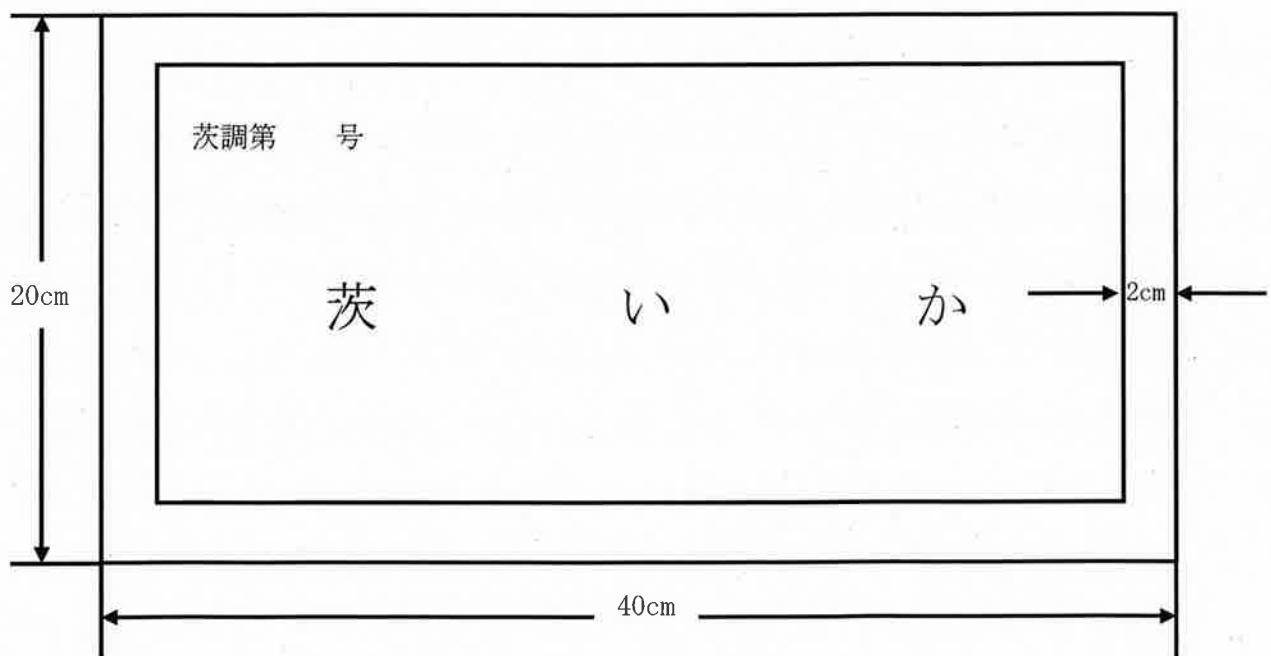
(指示の有効期間)

- 7 この指示の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

(取扱の細目)

- 8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和6年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）

(3)前年の水揚げ実績を証する書面（6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和6年8月31日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第5に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

様式第1号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟
(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第2号

いか釣り漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理 番号	申請者		船名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	添付書類 (○印をつけること)		
	住所	氏名又は名称		申請理由書	漁船原簿謄本	水揚げ実績を証する書面

様式第3号

茨調第 号	
い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及び馬力数	
承認有効期間	
制限又は条件	1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会 長 高 濱 芳 明	

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊞

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証(承認番号)の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第5号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 (印)

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称 (印)

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名		総トン数		登録番号		操業期間	月 日から 月 日まで
----	--	------	--	------	--	------	----------------

操 業 状 況

月	操 業 日 操 業 数	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額	備 考
			い か	そ の 他	計		
	日		kg	kg	kg	千円	

注1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

注2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。

いか釣り漁業承認取扱方針

(趣 旨)

第1 茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う他県船によるいか釣り漁業の承認の取扱いについては、委員会指示によるほか、この方針の定めるところによる。

(各県の承認枠)

第2 各県毎の承認限度数は、過去3カ年の操業隻数の最多数以内とする。ただし、次の各号に掲げる事項を考慮し委員会指示の3に定める定数内において増減することができる。

- 1 各県の過去3カ年の承認数
- 2 当該県への本県船入会数
- 3 今後の本県船入会の可能性

付 則

- 1 この取扱方針は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この取扱方針は、平成元年5月23日から施行する。
- 3 この取扱方針は、平成2年7月12日から施行する。
- 4 この取扱方針は、平成8年5月8日から施行する。
- 5 この取扱方針は、平成9年5月9日から施行する。
- 6 この取扱方針は、平成11年5月7日から施行する。
- 7 この取扱方針は、平成15年5月20日から施行する。
- 8 この取扱方針は、平成20年4月10日から施行する。

いか釣り漁業承認の推移と令和6年度承認枠について

単位：隻

		H	24 23	24 ～27	28	29	30	R 元	2	3	4	5	令和6年度 承認枠(案)	(参考) 他県への本県船 の入会制度
宮 城	承認枠	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	知事許可制 (枠なし)
	承認数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	/			
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
福 島	承認枠	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	委員会承認 (枠20) (R5承認数 6)
	承認数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
千 葉	承認枠	10	10	10	10	10	10	10	10	10	2	2	2	知事許可制 (枠なし)
	承認数	4	4	4	4	4	2	2	1	1	1	1		
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※		
県外船計	承認枠	32	32	32	32	32	32	32	32	32	22	22	22	—
	承認数	5	4	4	4	4	2	2	1	1	1	1		
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※		
県内船	承認数	10	10	9	8	8	8	8	8	0	0	0	枠制限無し	/
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	枠制限無し	
	承認数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	枠制限無し	
県内船計	承認数	14	14	13	12	12	12	12	12	4	4	4	枠制限無し	/
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※	枠制限無し	
	承認数	19	18	17	16	16	14	14	5	5	5	5	枠制限無し	
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※	枠制限無し

※ 実績報告書の提出期限が令和6年6月末のため未確定

令和6年度のかじき釣り（トローリング）大会実施計画（案）について

1 大会主催者

茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

大会会長：大井川知事、大会副会長：國井大洗町長・大谷ひたちなか市長
 茨城県（事務局）、大洗町、大洗町商工会、一般社団法人大洗観光協会、
 ひたちなか市、ひたちなか商工会議所、ひたちなか市観光協会、
 株式会社茨城ポートオーソリティ大洗支社、株式会社ユニマツプレシャス、
 いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク

2 大会名称・日程

(1) 大洗カジキ BIG-1 カーニバル 2024

・令和6年7月から9月までの土曜日・日曜日・祝日（延べ30日予定）

(2) OARAI International Billfish Tournament 2024

（大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント 2024）

・令和6年8月30日（金）、8月31日（土）、9月1日（日）

※2月～3月の漁協回りで日程（案）を説明し、ご理解をいただいております。

3 大会海域

北端：36° 40' N

東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン
（宮城県金華山東端から189度に引いたライン）

南端：36° 00' N

西端：距岸12マイルのライン

4 大会根拠地

大洗マリーナ

（大洗マリーナ以外に係留する船も参加。ただし、係留先は県内に限定）

5 対象魚種

カジキ類のみ（他の魚種は全てリリース）

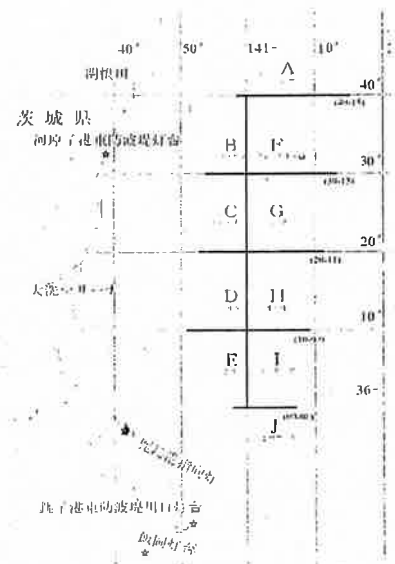
6 参加隻数

50隻程度（昨年度実績 BIG-1 カーニバル：28隻、ビルフィッシュトーナメント：39隻）

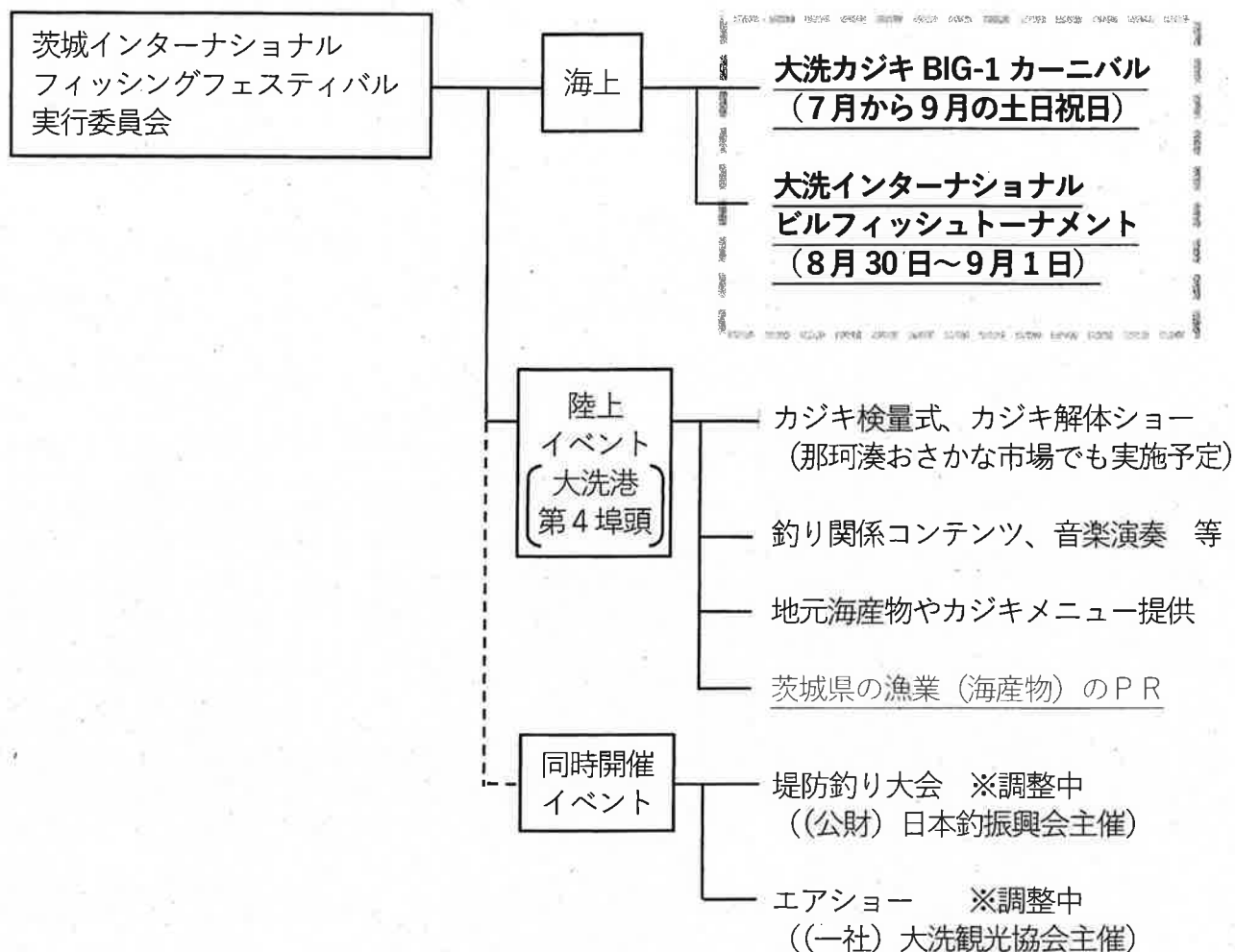
7 外国人参加

「OARAI International Billfish Tournament 2024」のみ外国人が数名参加予定

（日本人船長が操縦する日本籍船舶に乗船）



8 イベント全体のイメージ



安全な大会運営のための取組

＜大会監視・参加艇の識別＞

- 大会参加艇にAIS（ClassB以上）設置を義務化
- 7月～9月の大会開催日（土・日・祝日・8/30）において、県が参加艇を監視
 - ⇒ 大洗マリーナから無線で注意喚起（海域逸脱を防ぐ注意喚起等）
- 開催週ごとに参加艇を把握し、漁協を通じて事前に周知
- 大会参加艇は、ブリッジ等、見えやすい位置に標識旗を掲示

＜大会関係の洋上トラブル通報窓口＞

- 大会開催日において、AIS監視担当者等（2名体制）が専用携帯電話を所持

＜参加者に対する周知・徹底＞

- キャプテン会議等において、ルールを周知・徹底
 - ⇒ 漁船との距離3マイルの確保、出入港時の安全航行
 - ⇒ 船曳網、底曳網、沖合かご、ヒラメ曳き釣り（大洗付近）の特徴を周知
- 漁場の形成状況等について情報収集し、参加艇に周知・注意喚起
 - ⇒ カツオ、イナダ、メジを対象とした曳縄釣り



＜くろまぐろ（大型魚）採捕禁止期間中の大会ルール＞※昨年度は、7/10～7/31適用

- BIG-1カーニバルは大会期間が長期にわたるため、採捕禁止期間においては、カジキ釣りに出航できる日数を、大会の承認日数の半分以上とする。

大会参加艇の出入港時の安全航行のルール (令和5年度大会から実施)

- 1 操業中の漁船との距離3マイルの確保を徹底しつつ、出入港時にはやむを得ず漁船との距離が近づくことが想定されるため、特に見張りを強化するとともに、漁船の近くを通らず、十分に減速しながら迂回して航行する。
- 2 特に、濃霧の時には、十分に気を付けて航行する。
- 3 漁船の出港・帰港時間を避けて出入港する。(緊急の場合を除く)

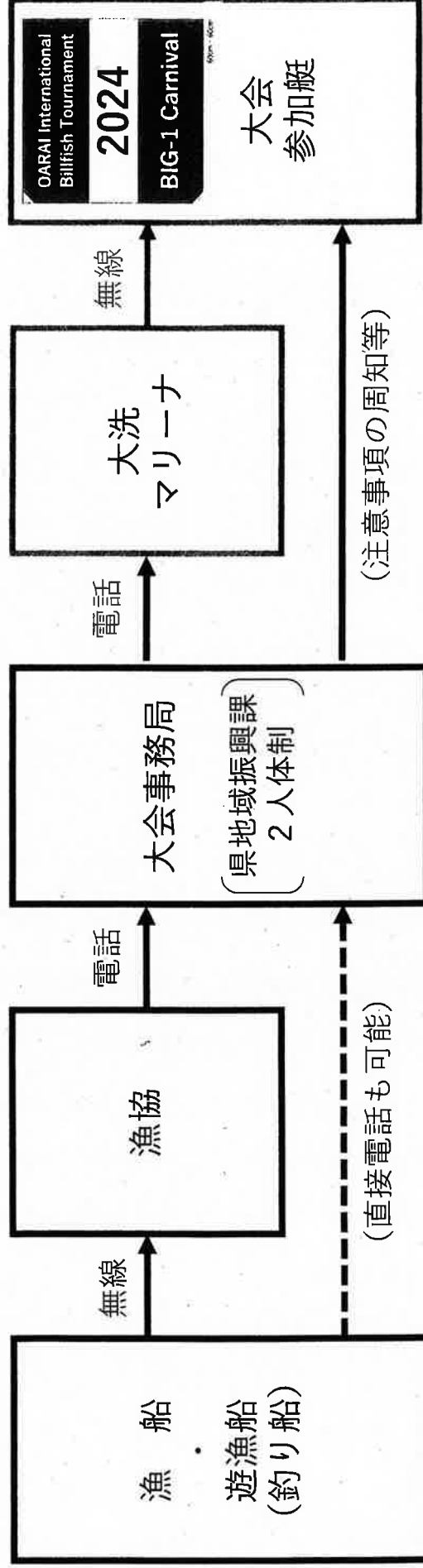
【マリーナに近い漁協の出港・帰港時間のめやす】

漁協	底曳網漁業	船曳網漁業	曳き釣り漁業
大洗町漁協		出港4:00～4:30、 帰港12:00	出港5:00、帰港12:00
那珂湊漁協	①出港14:00、帰港6:00 ②出港2:00、帰港13:00	出港4:00、帰港11:00	出港5:00、帰港12:00
磯崎漁協		出港4:00～4:30、 帰港11:30	出港4:00～4:30、 帰港12:00～13:00

【参考：カジキ釣り大会の開催時間等】

大洗カジキBIG-1カーニバル（1日の平均出艇数は6隻程度）	日の出から日没まで
OARAI International Billfish Tournament	スタート6:30、ストップ15:00

大会当日の連絡窓口の設置 (令和4年度大会から実施)



【大会事務局連絡先】

※大会開催前までにお知らせします。
(2本の電話番号を用意する予定)

- 必要に応じて随時無線等で注意喚起
- 翌週開催日までに必要な周知を行う

<参考>キャプテン会議等で漁業の特徴を周知している資料

そこびきあみ

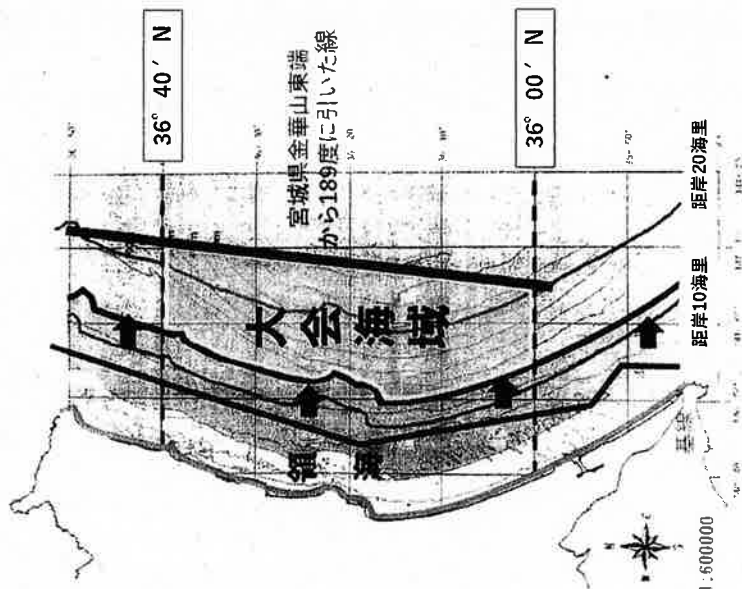
底曳網 漁業

操業する期間

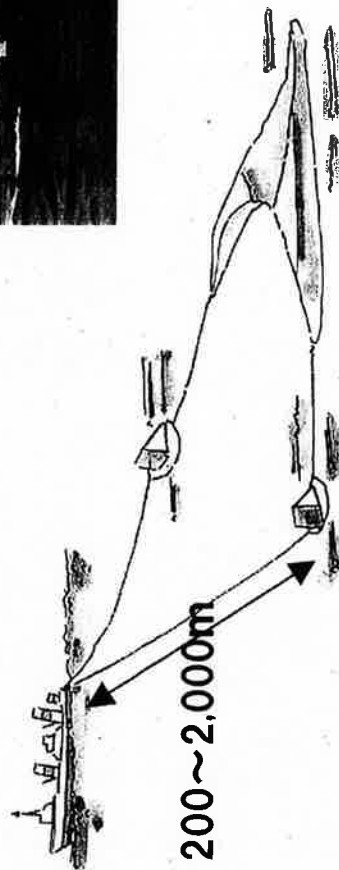
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○

獲る魚 ヒラメ、カレイ類、イカ類、アンコウ、タコ など

操業する区域



操業の様子



特徴

- ・ 海底にいる魚などを獲る漁法
- ・ 船から長く伸ばしたワイヤーロープで網をひく
- ・ ワイヤーにはテンションがかかっている
- ・ 速度2～4ノットで水深に沿って南北にひく
- ・ 網をひいている間は、方向転換ができない

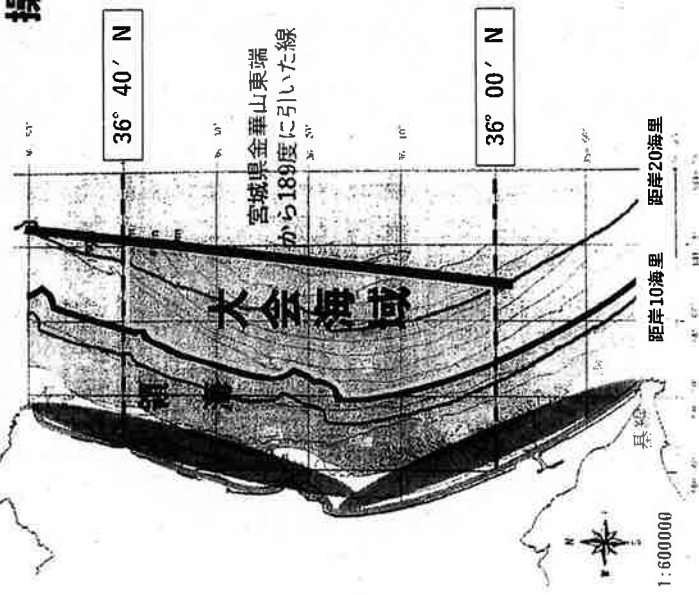
ふなびきあみ 船曳網漁業

操業する期間

魚種/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
しらす		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さより	○	○	○	○	○							○
おきあみ		○	○	○	○	○	○					

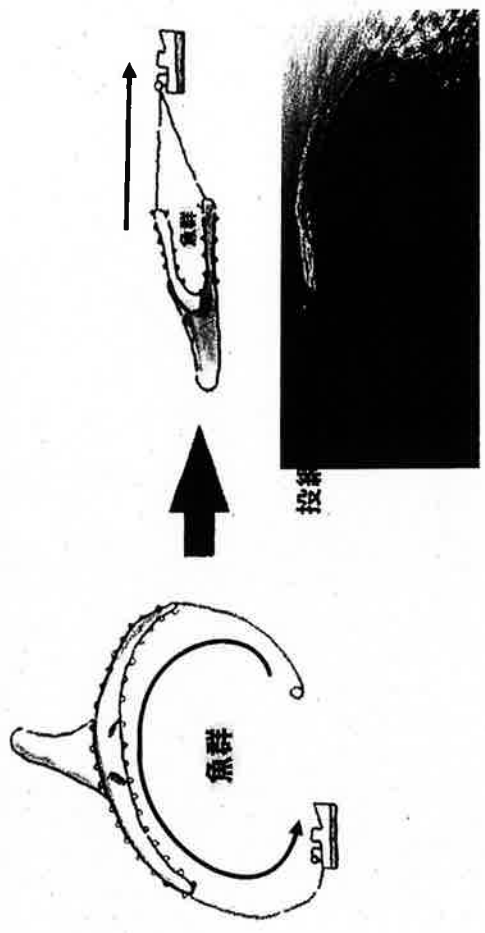
操業する区域

魚群の形成状況によるか沿岸中心



獲る魚 しらす、しらうお、さより、おきあみ

操業の様子



特徴

- ・ 海面近くを群れで泳ぐ魚などを獲る漁法
- ・ 魚群の回りに円を描くように網を投入し、投入した網の端を回収した後、全速力で網をひく
- ・ 魚群の形成状況によっては、浅い海域に漁船が集まる

おきあい 沖合かご漁業

操業する期間

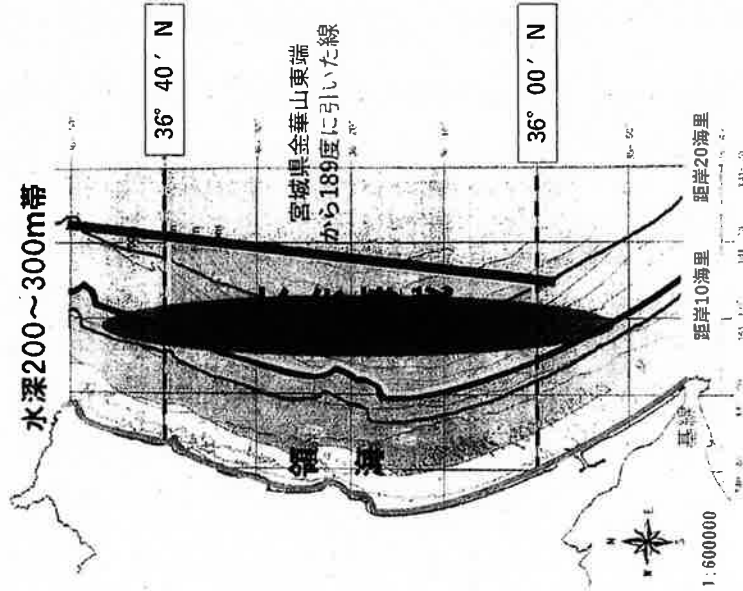
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
							○	○				

獲る生物 つぶ貝 (シライトマキバイ)

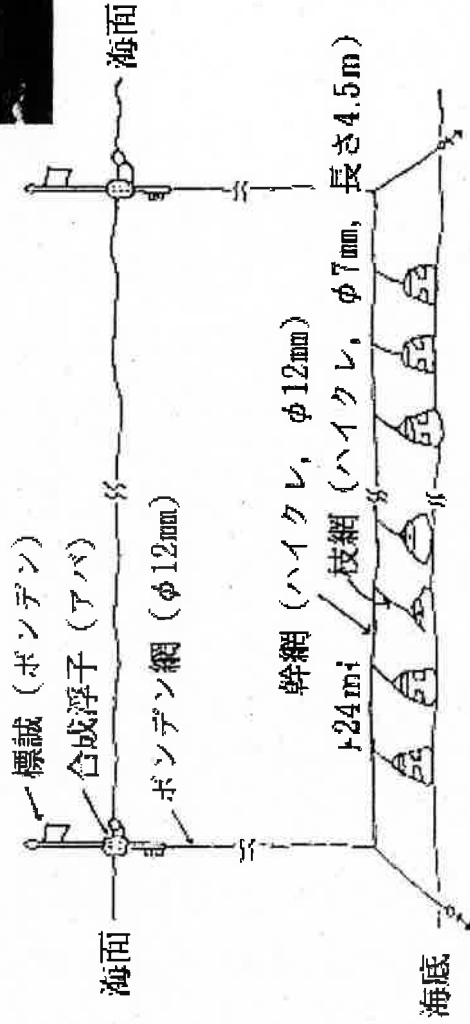
海上のボンデン



操業する区域



操業の様子

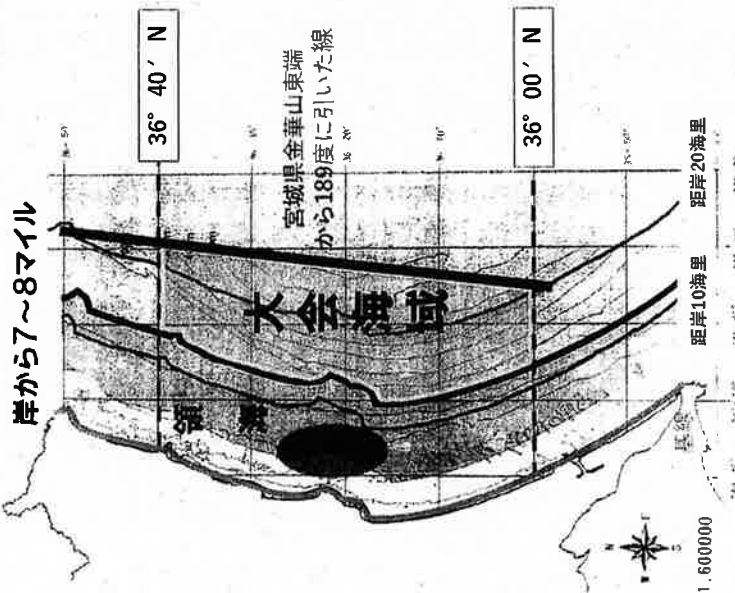


特徴

- ・ 海底にいる「つぶ貝」を獲る漁法
- ・ 標識 (ボンデン) の間に網を張り、海底にカゴを設置する
- ・ 一晩設置するため、周囲に船舶がない

ひつ ヒラメ曳き釣り漁業

操業する区域

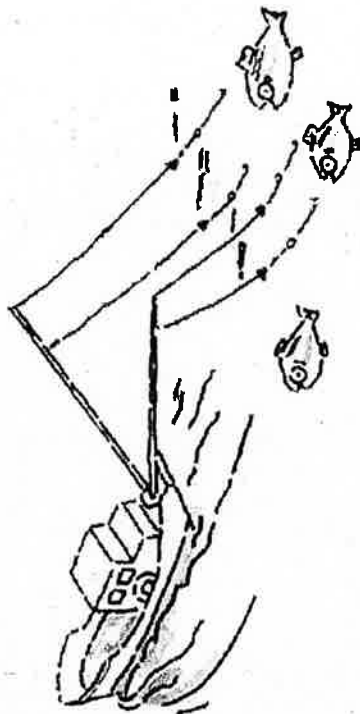


操業する期間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

獲る生物 ヒラメ

操業の様子



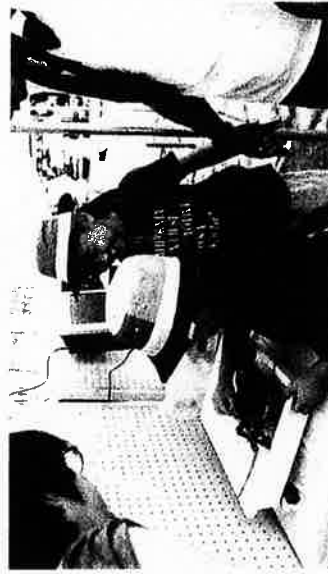
特徴

- ・ 海底にいるヒラメを釣る漁法
- ・ 船から出した竿で、釣糸を曳きながら航行する
- ・ 1～2トンの小型船による操業、高齢者による操業が多い
- ・ 波に弱く、周囲を航行する船は押し波の発生に注意が必要

＜参考＞昨年度大会のイベント会場での茨城の漁業・海産物PRの取組

■ イベント会場への来場者数 令和5年8月19日(土)・20日(日)の2日間で約6,000人

■ 茨城の漁業PRブース



■ 茨城の海産物の提供



しらす井



常陸乃国いせ海老



たこめし



岩ガキ

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
第 120 条第 1 項の規定に基づき、ひき縄釣による水産動物の採捕制
限に関する委員会指示を発動したいので、平成 14 年 12 月 12 日
付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会 長 高 濱 芳 明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

（採捕の制限）

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

（承認の対象）

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下「試験研究機関等」という。）
 - (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者（以下「イベント主催者」という。）

（承認の基準）

- 3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。
 - (1) 試験研究機関等
 - ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
 - イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

- ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
- イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。
- ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。
- エ イベントが茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。
- オ イベントの実施について根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。
- カ 日の出から日没までの間の採捕であること。
- キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、イベントが開催される市町村の後援があること。
- ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。
- ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含めないこと。

(条件)

- 4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。

(イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

(ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

(エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。

(オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。

(カ) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。

(キ) 使用する船舶に A I S（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。（ただし 8 月 30 日はその限りでない。）

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(指示の有効期間)

- 5 この指示の有効期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

(取扱の細目)

- 6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の申請)

- 1 委員会指示の1の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあっては別記様式第1号に(1)に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という。）にあっては別記様式第2号に(2)に掲げる書類を添えて、実施する日の15日前までに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 試験研究等の場合

- ア 試験研究等に関する計画書
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面
- エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- オ その他委員会が必要と認める書類

(2) イベントの場合

- ア イベントの開催要領又は採捕計画書等
- イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。
- ウ 使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し
- エ イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面
- オ 県内の関係する漁業協同組合の同意書
- カ 誓約書（別記様式第3号）
- キ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗
- ク その他委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

- 3 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第4号、イベントの場合は別記様式第5号）を申請者に

交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く。_)に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書(別記様式第6号)に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

(承認証の再交付)

- 5 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書(別記様式第7号)を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

(承認証の返納)

- 6 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納すること。

(実績の報告)

- 7 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書(試験研究等の場合は別記様式第8号、イベントの場合は別記様式第9号)により行うものとする。

様式第 1 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 船舶番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者
住所
氏名

様式第2号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）⑩

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船 名	船 舶 登 録 番 号	総トン数又は 船 舶 の 長 さ	参加者氏名	住 所

注）同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

誓約書

元号 年 月 日に開催される（ イベント名 ）の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

（元号） 年 月 日

住 所

氏 名

印

茨城海区漁業調整委員会会長

殿

様式第 4 号

茨調第 号		
ひき縄釣試験研究等採捕承認証		
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採捕に従事する者	住所	氏名
条 件	1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。 2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。 3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。	
令和 年 月 日		
茨城海区漁業調整委員会 会 長		

様式第 5 号

茨調第 号	
ひき縄釣採捕承認証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
イ ベ ン ト 名	
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 捕 区 域	
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類	
ひき縄釣の根拠地とする漁港等	
参加者及び使用船舶	別紙のとおり
条 件	裏面記載のとおり
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会 長	

様式第5号裏面

条 件

1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

4 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。
(ただし8月30日はその限りでない。)

5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

様式第 5 号別紙

参加者及び使用船舶

船 名	船 舶 登 録 番 号	総トン数又は 船 舶 の 長 さ	参加者 氏 名	住 所

様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）④

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

3 書換しようとする理由

様式第7号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊤

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 承認年月日

3 亡失（き損）の理由

様式第8号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊞

ひき縄釣試験研究等採捕実績報告書

1 承認番号

2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

3 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船 名	魚種名	重量 (kg)	陸揚げ又は 放 流 の 別

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。

様式第9号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊤

ひき縄釣採捕実績報告書

1 承認番号

2 イベント名

3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

4 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船 名	採 捕 者 氏 名	魚種名	重量 (kg)	陸揚げ又は 放 流 の 別

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。

資料 No. 3 - 2

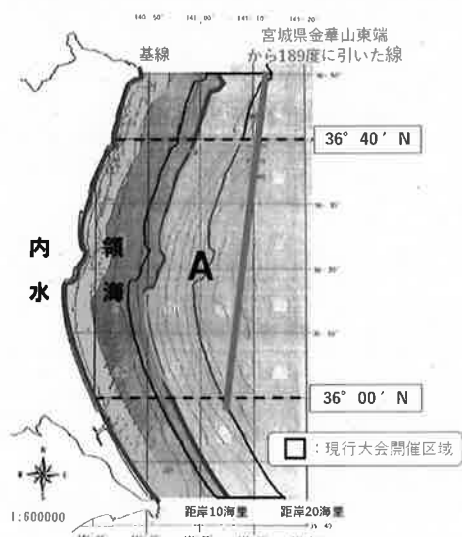
ひき縄釣による水産動物の採捕について

令和 6 年 4 月 19 日
茨城県農林水産部漁政課

遊漁者等によるひき縄釣（トローリング）は、茨城県海面漁業調整規則（以下「調整規則」という。）の改正により、令和 4 年 6 月 1 日から、本県沖の一部海域（下記 A 海域）においてのみ解除された。あわせて、A 海域においては、ひき縄釣を承認制とする委員会指示を発動し、承認を受けた者のみがひき縄釣を行える制度を設け、茨城県海面における海面利用秩序の維持を担保している。

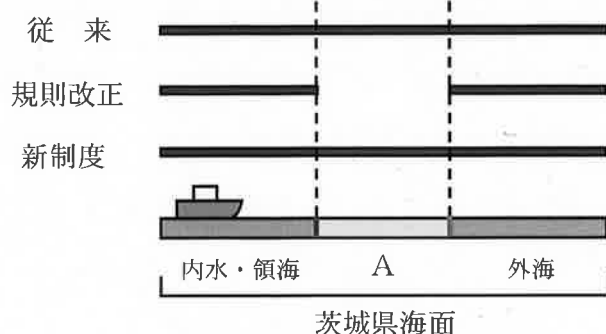
現行の指示においては、承認の対象は「試験研究機関等」又は「イベント主催者」である。なお、この指示は空白期間がないよう、恒常的に発動する必要がある、現行指示の有効期間が 5 月 31 日までであるため、6 月 1 日からの新たな指示の発動を要請する。

1 調整規則の改正により遊漁者等のひき縄釣が解除された海域（A）



（北緯 36 度 00 分の線，宮城県金華山東端から 189 度に引いた線，北緯 36 度 40 分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。））

制限の岸-沖構図



調整規則（要特採） 
委員会指示（要承認） 

ひき縄釣実施に必要な許可・承認

	遊漁者	試験・研究
A のみ	委員会承認 (トローリング大会)	委員会承認
A の外	不可	特採
A + 外	不可	特採 + 委員会承認 (研究機関等の調査)

2 次期の委員会指示について

今年度の大会日程（案）を考慮し、以下のとおり委員会指示及び承認取扱要領の一部変更をお願いしたい。

（1）承認に付す主な条件

- ・ イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。【継続】
- ・ イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。【継続】
- ・ 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。【継続】
- ・ 使用する船舶に AIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。【継続】
- ・ カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。【継続】
- ・ 7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。（ただし 8 月 30 日 はその限りでない。）【変更】

（2）申請に際し提出が必要な書類（イベントの場合）の追加

※ひき縄釣採捕承認取扱要領において規定

- ・ イベントの開催要領又は採捕計画書等【継続】
- ・ 使用する船舶の証明書【継続】
- ・ 使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し【継続】
- ・ イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面【継続】

3 指示の有効期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

茨城海区漁業調整委員会令和6年度年間事業計画（案）

（注）●…審議事項 □…報告事項 ◇…会議

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
茨城海区漁業調整委員会	委員会指示・許可等	●いか釣り漁業について(委員会指示) ●ひき縄釣による水産動物の採捕について(海面利用協議会への諮問) ●令和6年度事業計画について(協議)	●ひき縄釣による水産動物の採捕について(委員会指示)	●なまこ漁業許可の有効期間の短縮、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) ●あわび漁業等の特別採捕許可について(協議) ●令和7年度に向けた全漁調連中央要望提案について(協議)			□はえ縄漁業について(報告)	●全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ●ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(海面利用協議会への諮問) ●河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ●しらすひき縄漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて(協議)	●はえ縄漁業について(委員会指示) □漁業権にかかる資源管理状況等について		●全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(委員会指示) ●ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指示) ●河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員会指示)	
	漁業調整規則			□茨城県海面漁業調整規則の改正について(報告)			□茨城県海面漁業調整規則の改正について(報告2)		●茨城県海面漁業調整規則の改正について(諮問)			
	資源管理 ※大臣からの「配分通知」時期により変更あり			●くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問) ●まさば及びびごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)					●まあじ・まいわしに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)		●くろまぐろ等に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)	
	相互入会	□茨城・福島相互入会漁業について(事務担当者会議結果)		●福島・茨城相互入会漁業許可の短縮、制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問)								
	遊漁・海面利用	●かじき釣り(トローリング)大会の実施計画について(協議・大会概要説明)		●かじき釣り(トローリング)大会実施計画について(協議・指示対象大会の承認)				□かじき釣り(トローリング)大会の結果について				
	水試報告		□船びき網の漁況経過と今後のシラス漁の見通し	□しらすの漁況経過と見通しについて				□ヒラメ資源の動向について □鹿島灘はまぐりの資源動向について			□令和6年冬春期の沿岸漁海況予報について	
	会議参加報告	□太平洋広域漁業調整委員会の結果について		□全漁調連総会の結果について					□全漁調連東日本ブロック会議の結果について			
その他	茨城・福島連合海区協議会		◇小委員会 ◇茨城・福島連合海区協議会(5/21、いわき合同庁舎)									
	全国海区漁業調整委員会連合会		◇通常総会(東京都)	◇事務局長会議(熊本県)				◇東日本ブロック会議(愛知県) ◇事務局職員研修会(広島県)				
	太平洋広域漁業調整委員会							◇第41回委員会(東京都)			◇第42回委員会(東京都) ◇太平洋北部会(東京都)	
	茨城県海面利用協議会	◇第3回茨城海区部会(4/26)							◇第4回茨城海区部会			

福島・茨城相互入会漁業について

1 今年度の経緯と予定

- 令和6年1月23日（火）～2月19日（月） 関係漁協へ要望調査
- 令和6年3月1日（金） 両県事務担当者会議
- ※ 相違のあった要望内容について、両県ともに持ち帰り再検討
- 令和6年3月～4月 関係漁協と再調整
- 令和6年4月19日（金） 海区漁業調整委員会において審議
- 令和6年5月21日（火） 小委員会、福島・茨城連合海区協議会

2 事務担当者会議（令和6年3月1日開催）の結果

(1) 漁業種類別の両県の要望

区分 漁法		福島海面 (茨城船→福島海面)				茨城海面 (福島船→茨城海面)			
		枠数	許可数	茨城側の意見	福島側の意見	枠数	許可数	茨城側の意見	福島側の意見
小型機船 底びき網	板びき網	11	6	現状維持	現状維持	16	10	現状維持	現状維持
	自家用餌料 板びき網	30	13	現状維持	枠数削減「0」 (福島許可数に同じ)	30	0	現状維持	枠数削減「0」 (現許可数に同じ)
機船 船びき網	しらすひき網	74	68	操業区域拡大	枠数削減 (久慈以南)	59	25	現状維持	現状維持
	さよりひき網	80	77	枠数増大	枠数削減 (久慈以南)	80	24	現状維持	現状維持
	おきあみひき網	100	80	現状維持	枠数削減 (久慈以南)	100	25	現状維持	現状維持
せん・かご漁業(どう漁業)		10	10	現状維持	現状維持	12	9	現状維持	現状維持

※ 枠数：令和3年5月28日開催「茨城・福島連合海区協議会」の合意による

※ 許可数：令和6年4月19日現在

(2) 全体

- 茨城側の意見：許可の有効期間3年（短期許可）

3 今後の対応（案）

- 関係漁協との再調整結果を踏まえ、許可の期間を3年とし、その他の内容については、現行協定の内容で更新する方向で、福島県と調整を行う。
- 福島県との調整が整えば、5月21日（火）開催の福島・茨城連合海区協議会小委員会へ内容を諮ったうえで、福島・茨城連合海区協議会において、協定を更新することとしたい。

福島・茨城連合海区協議会（R3. 5. 28開催 於：大津漁村センターポート大津）合意に基づく相互入会漁業許可

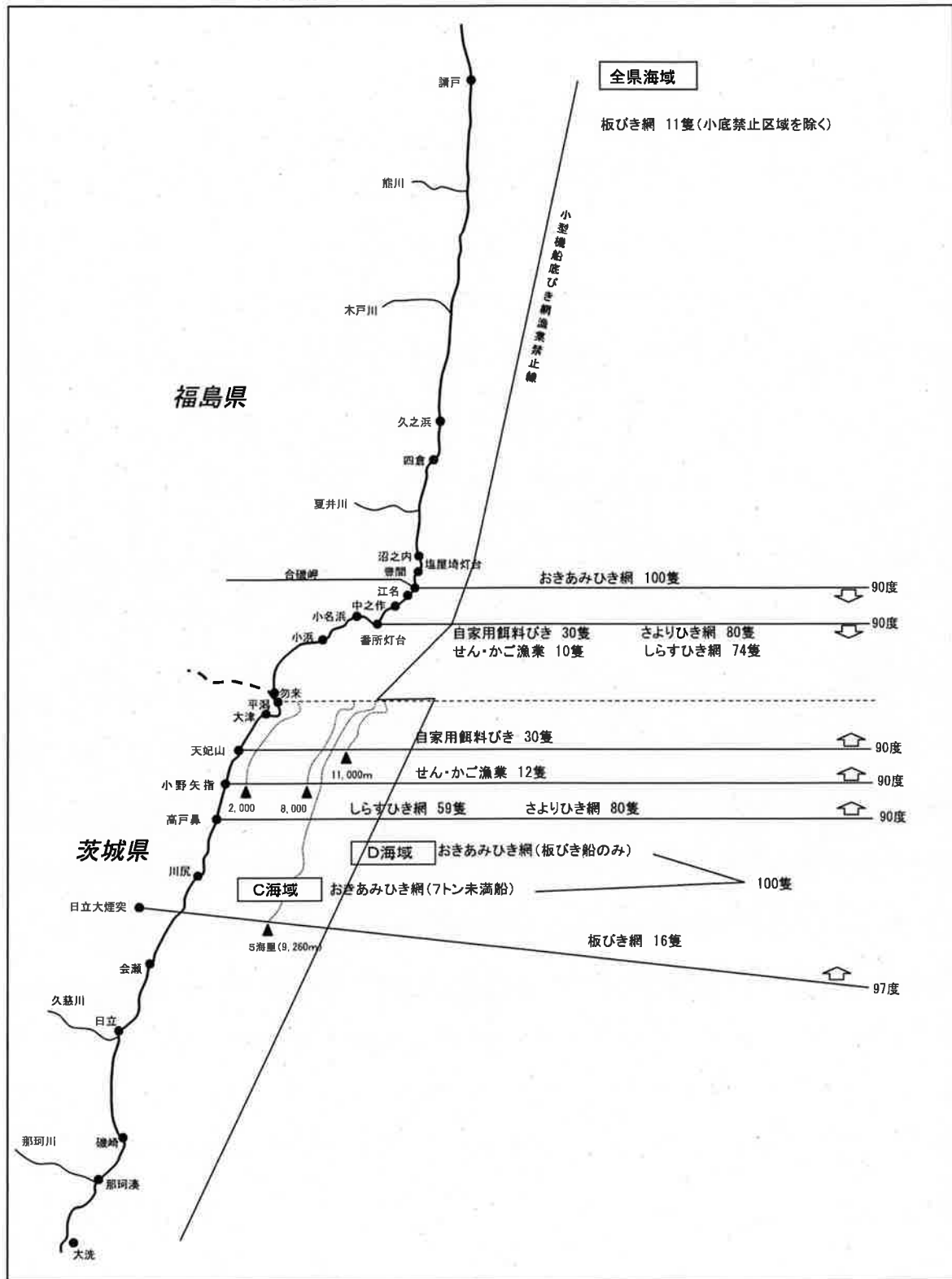
有効期間：令和3年9月1日～令和6年8月31日

漁業種類	茨城県船⇒福島県海面					福島県船⇒茨城県海面				
	入会枠 (隻)	許可 隻数	操業期間	操業区域	備考	入会枠 (隻)	許可 隻数	操業期間	操業区域	備考
小型機船底びき網漁業 (板びき網)	11		9月1日～ 翌年6月30日	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面		16		9月1日～ 翌年6月30日	小型機船底びき網漁業取締規則第4条2項ただし書きに指定する海域のうち日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒, 東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面	
小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網)	30		平潟・大津地区 1月1日～9月30日 その他の地区 5月1日～9月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面		30		11月1日～ 翌年6月30日	北茨城市磯原町天妃山頂（北緯36度47分43秒）から90度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸11,000メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	
機船船びき網漁業 (しらすひき網)	74		3月1日～ 12月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面（次の基点、点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く） 基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川 川口水門 点ア 基点より110度1,200メートルの点 点イ 点アより190度1,500メートルの点 点ウ 点イより290度の線と最大高潮時海岸線との交点		59		3月1日～ 12月31日	高萩市高戸鼻突端（北緯36度43分11秒）から90度の線以北の茨城県海面	船舶総トン数の上限を7トン未満とする
機船船びき網漁業 (さよりひき網)	80		12月1日～ 翌年4月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面		80		12月1日～ 翌年4月30日	同上	同上
機船船びき網漁業 (おきあみひき網)	100		2月11日～ 7月31日	合磯岬（北緯36度58分23秒）から90度の線以南の小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面		100	C海域	2月11日～ 7月31日	C海域（7トン未満船） 日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒, 東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面	
							D海域		D海域（板びき網許可船） 日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒, 東経140度37分46秒）から97度の線以北の海域のうち距岸5海里以東の茨城県海面	
せん・かご漁業 (どう漁業)	10		7月1日～8月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面		12		7月1日～8月31日	《あなごせん漁業》 北茨城市小野矢指（塩田川河口）（北緯36度45分27秒）から90度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面	
									《沿岸かご漁業》 北茨城市小野矢指（塩田川河口）（北緯36度45分27秒）から90度の線以北の海域のうち距岸2,000mから8,000mまでの間の茨城県海面	

- 方位は真方位
- 許可の有効期間は3年とする
- 漁業種類ごとの入会枠数については、操業隻数と許可数との差を見ながら枠数の検討を図っていく
- 中型まき網漁業については、令和2年11月16日付け農林水産省告示第2229号により、福島県知事が許可をすることができる船舶等の数が「0隻」、茨城県知事が許可をすることができる船舶等の数が「2隻」となったことから、相互における入会漁業許可が成立しないため、福島・茨城連合海区協議会の協議内容から除外する。今後、当該漁業における農林水産省告示において福島県・茨城県の相互入会が可能になった際には、改めて協議することとする

福島・茨城 相互入会漁業操業区域概念図

有効期間: 令和3年9月1日～令和6年8月31日



福島・茨城相互入会漁業(漁業協同組合・支所別許可件数)

令和6年4月19日現在

<茨城県→福島県>

単位:件

漁業名 漁業種類 漁協名	小型機船底びき網			機船船びき網			ど う	計
	板 び き	自 餌 板 び き	家 料 う	し ら お	さ よ り	お き あ み		
平潟	2 (2)	13 (0)		15 (0)	15 (0)	15 (0)	4 (0)	64 (2)
大津				26 (0)	22 (0)	26 (0)	6 (0)	80 (0)
川尻	1 (1)			8 (0)	7 (0)	8 (0)		24 (1)
久慈町				8 (0)	11 (0)	7 (0)		26 (0)
久慈浜丸小				7 (0)	12 (0)	7 (0)		26 (0)
磯崎					4 (0)	3 (0)		7 (0)
那珂湊	3 (3)							3 (3)
大洗町				4 (0)	6 (0)	11 (0)		21 (0)
鹿島灘						3 (0)		3 (0)
計	6 (6)	13 (0)		68 (0)	77 (0)	80 (0)	10 (0)	254 (6)
入会枠数	11	30		74	80	100	10	305

()は総トン数5トン以上の漁船

<福島県→茨城県>

単位:件

漁業名 漁業種類 漁協名	支所名	小型機船底びき網			機船船びき網			かご			計
		板 び き	自 餌 板 び き	家 料	し ら す	さ よ り	お き あ	お き あ	あ な ご	沿 岸	
							C	D	せ ん か	ご	
いわき市	勿来	6 (6)			9 (4)	8 (3)	8 (3)	1 (1)	4 (4)		36 (21)
	小浜										
	江名町				6 (6)	6 (6)	6 (6)				18 (18)
	沼之内	2 (2)			3 (1)	3 (1)	3 (1)				11 (5)
	四倉										
	久之浜	1 (1)									1 (1)
小名底		1 (1)			7 (7)	7 (7)	7 (7)		4 (4)	1 (1)	27 (27)
計		10 (10)	0 (0)		25 (18)	24 (17)	24 (17)	1 (1)	8 (8)	1 (1)	93 (72)
入会枠数		16	30		59	80	100		12		297

()は総トン数5トン以上の漁船

小委員会及び茨城・福島連合海区協議会日程表

1 小委員会

日 時 令和6年5月21日(火) 午前11時30分から
場 所 福島県いわき合同庁舎
福島県いわき市平字梅本15
協議事項 (1) 茨城・福島相互入会漁業について
(2) その他

2 連合海区協議会

日 時 令和6年5月21日(火) 午後1時から
場 所 福島県いわき合同庁舎
福島県いわき市平字梅本15
協議事項 (1) 茨城・福島相互入会漁業について
(2) その他

【福島担当委員】

高濱会長、飛田会長代理、鈴木稔委員、木村委員、村中委員、岡田委員、
青木委員、鈴木正特委員、宇佐美委員、根本正明委員、吉田委員

第40回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

- 1 日 時 令和6年2月29日（木）午後3時30分
 2 場 所 農林水産省7階講堂
 3 内容と結果

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について（令和3年6月1日発動）

ア 太平洋広域漁業調整委員会指示第46号（案）の概要

(ア) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(イ) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

(ウ) 遊漁者による採捕の報告

遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を陸揚げした日から3日以内に水産庁に報告（現行は5日以内）

(エ) 遊漁者による大型魚の採捕の禁止

大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

期間指定の考え方

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	R7年 1月	2～3月
数量	5トン ※1	<u>7トン</u>	<u>7トン</u>	<u>7トン</u>	5トン	<u>5トン</u>	※2

※1 5トンを超えるおそれがあるため、令和6年4月5日付け太平洋広域漁業調整委員会会長公示により、令和6年4月6日から令和6年5月31日まで採捕禁止。

※2 おおむね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

(オ) 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

イ 委員会指示（案）に違反したものへの対応について

現行では、違反者に対して、広域漁業調整委員長名での指導文書の発出を行い、再度違反が確認された場合に、大臣に対して裏付け命令を申請することとしているが、より厳格なくろまぐろ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請を行う。

(2) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

ア 太平洋南部キンメダイの広域資源管理

2010年以降は減少傾向にあり、2022年には3,755トン。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2022年は約3.3万トン。親魚量は減少傾向であったが、2017年以降は、増加傾向に転じたとされている。

イ 今後のキンメダイの資源管理について

令和4年12月に資源管理手法検討部会を開催し、数量管理に係る意見・論点を整理。今後は、漁業者代表部会や漁業者協議会の枠組みや個別の意見交換会などを通じ、新たな数量管理の導入に伴う資源管理の目標や目標達成の方法等について、検討を進めていく。

ウ 太平洋広域漁業調整委員会指示第47号（案）の概要

(ア) E E Z内の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行う。（太平洋の公海においては大臣許可、各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国E E Z」という。）では、自由漁業）

(イ) 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 広域魚種の資源管理について

ア 部会における取組

イ マサバ太平洋系群

(4) その他

ア T A C魚種拡大に向けた検討状況について

イ 令和6年度資源管理関係予算について

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十九日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一項の規定に基づき、
きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十九日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年二月二十九日から令和七年五月三十一日までとする。